

令和 8 年度

沖縄県立宮古高等学校

入学者募集要項



〒 906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里 718 番地 1

TEL 0980(72)2118

FAX 0980(72)8209

宮古高校ホームページ <http://www.miyako-h.open.ed.jp>

目 次

1. 募集定員及び通学区域	3
2. 特色選抜	3
3. 一般選抜	5
4. 第2次募集	9
5. 追検査	11
6. 調査書	12
7. 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い	12
8. 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い	12
9. 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い	13
10. 合格後の書類提出	13
11. 受検生心得	13

入学者募集要項

1. 募集定員及び通学区域

課 程	学 科	学級数	募集定員	通 学 区 域
全日制	普通科	4	160	宮古島市（通学区外は定員の 10%以内）
	文理探究科	2	80	県全域
合 計		6	240	

2. 特色選抜

(1) 特色選抜を実施する学科及び募集人員

- ア 普通科 募集定員の 20%(32 名)以内
- イ 文理探究科 募集定員の 40%(32 名)以内

(2) 出願資格

中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下、「中学校等」という。)を募集年度の 3 月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者のうち、次のア、イに該当するもの

- ア 沖縄県内の中学校等に籍をおく者
- イ 本校が定める「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、本校の特色選抜出願要件等を満たす者

(3) 出願の要件

以下の(ア)～(オ)のうち、いずれかの活動項目を 1 つ申請できる者とする。

- (ア) 文化活動(文芸活動、書道、美術、音楽、その他の文化活動等)
- (イ) スポーツ活動(体育的部活動等)
- (ウ) 社会活動(地域意見発表大会等)
- (エ) ボランティア活動
- (オ) 資格取得等の活動

※出願者は、本校が行う独自検査を必ず受検すること。独自検査を受検しなかった場合、不受検とする。

※特色選抜の詳細については、本校ホームページの「令和 8 年度特色選抜（詳細版）」および「選抜実施基準」を参照のこと。

※当該活動の実績については、証明する資料(賞状、認定証、新聞記事、登録メンバー表、大会要項等)の写しを Web 出願システムにて提出すること。詳細は、本校ホームページの「実績を証明する資料の提出について」、「実績ランク表」を参照のこと。

(4) 出願期間及び郵送先について

ア 出願期間

令和 8 年 2 月 2 日(月)～2 月 3 日(火)午後 2 時まで

※提出は郵送にて行い、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※受付時間は、1 日目は午前 9 時から午後 4 時まで、2 日目は午前 9 時から午後 2 時までとする。

イ 郵送先

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 718 番地の 1
 沖縄県立宮古高等学校 校長 松原 芳和 宛

(5) 出願区域

志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科(普通科以外は、小学科とする。)、1コースに出願することができる。

(6) 出願手続

ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。
また、志願者は、沖縄県立学校入学選抜 Web 出願システム(以下、「Web 出願システム」という。)において、志願に必要な情報(以下、「志願情報」という。)を登録する。ただし、特色選抜を出願する際は、必ず本校もしくは他の沖縄県立高等学校の一般選抜に出願すること。

	提出書類等	備 考
1	特色選抜入学志願書 (特色第1号様式)	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。
2	写真票 (特色第3号様式)	出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
3	住民票謄本等	マイナンバー記載なし、本人・保護者等の氏名・続柄記載あり。必要事項の記載があれば、住民票抄本・住民票記載事項証明書でも可 ただし、沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域でない全日制普通科に出願するもののみとする。また、住民票謄本等は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。
4	確約及び証明書 (第5号様式)	ただし、次のa及びbの者のみ提出。 a. 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者 【別表第2】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町 b. 沖縄本島、宮古島、石垣島または久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
5	入学考査料等減免申請書(第10号様式)	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)に該当する者。
6	特色選抜申請書 (特色第6号様式)	特色選抜を志願する者。
7	実績を証明する資料	前記(3)の(ア)～(オ)よりいずれかの活動項目1つで1実績とする。 ※詳細は、「実績を証明する資料の提出について」を参照のこと
8	返信用封筒 (長形3号)	郵送による出願者のみ提出(受検番号通知、領収書送付用)。 返信先住所・宛名を記載すること。切手は不要(高校側が負担する)。

- イ 中学校の校長等は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

	提出書類等	備 考
1	特色選抜入学志願書 (特色第1号様式)	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。
2	特色選抜志願者名簿 (特色第2号様式)	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。ただし、Web 出願システムで志願情報を登録した者については、Web 出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
3	写真票 (特色第3号様式)	
4	調査書 (第4号様式)	①各教科の学習の記録の3年の欄は12月までのものとする ⑤出欠の記録の3年は令和7年12月28日現在で記入する
5	住民票謄本等	前記アの3で提出のあった者に限る。
6	確約及び証明書 (第5号様式)	前記アの4で提出のあった者に限る。
7	特色選抜申請書 (特色第6号様式)	特色選抜を志願する者。
8	入学考査料等減免申請書(第10号様式)	前記アの5で提出のあった者に限る。
9	実績を証明する資料	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ写しを提出する。

(7) 選抜の方法

- ア 選抜項目として定めた学力検査の成績、調査書、学校独自検査の成績等を基にして選抜を行う。ただし、学力検査の成績については、一般選抜の学力検査(各教科配点60点)のうち、思考力を問う記述式問題以外の得点(各教科配点50点)を成績として取扱うものとする。

イ 学校独自検査の実施

学校独自検査として、個人面接を実施する。

【日時】令和8年2月18日(水) 午後1時30分集合 (午後2時検査開始)

【集合場所】本校特色選抜受検生控室

【検査会場】検査当日に連絡・案内する

(8) 合格発表

令和8年3月17日(火)午前9時に本校において発表(掲示予定)する。同時に本校ホームページにも掲載する。

(9) 入学手続

本校校長が定めるものとする。

(10) 不合格者の取り扱い

特色選抜で不合格となった者は、一般選抜における入学者選抜を行う。

※一般選抜における入学者選抜は、一般選抜を出願した先の沖縄県立高等学校にて行う。

3. 一般選抜

(1) 募集定員

各学科の募集定員は、当該学科の入学定員から特色選抜合格者を引いた人数とする。

(2) 出願資格

ア 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 出願期間及び提出について

ア 出願期間

令和 8 年 2 月 2 日(月)～2 月 3 日(火)午後 2 時まで

※提出は郵送にて行い、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※受付時間は、2 月 2 日(月)は午前 9 時から午後 4 時まで、2 月 3 日(火)は午前 9 時から午後 2 時までとする。

イ 出願先

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 718 番地の 1

沖縄県立宮古高等学校 校長 松原 芳和 宛

(4) 出願区域

志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の 1 校、1 課程、1 学科(普通科以外は、小学科とする。)、1 コースに出願することができる。ただし、本校における他の学科に第二志望を出願することができる。第二志望のない者は、第二志望欄に斜線を引く。

(5) 出願手続

ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。

また、志願者は Web 出願システムにおいて、志願情報を登録する。

	提出書類等	備 考
1	入学志願書 (第 1 号様式)	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。
2	写真票 (第 3 号様式)	出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5 c m × 横 3.5 c m 程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
3	住民票謄本等	マイナンバー記載なし、本人・保護者等の氏名・続柄記載あり。必要事項の記載があれば、住民票抄本・住民票記載事項証明書でも可 ただし、次の a 及び b の者のみとする。また、住民票謄本等は出願の日前 3 か月以内に発行されたものとする。 a. 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない全日制普通科に出願するもの b. 志願者が県外の中学校等の出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない全日制普通科に出願するもの
4	確約及び証明書 (第 5 号様式)	ただし、次の a 及び b の者のみ提出。 a. 通学区域に関する規則第 2 条第 1 項ただし書の規定により同規則別表第 2 に掲げる地域から出願する者 【別表第 2】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町 b. 沖縄本島、宮古島、石垣島または久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
5	入学考査料等減免申請書(第 10 号様式)	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 11 号)に該当する者。
6	健康診断書 (第 12 号様式)	ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の 1 月以降に発行されたものとする。
7	返信用封筒 (長形 3 号)	郵送による出願者のみ提出(受検番号通知、領収書送付用)。 返信先住所・宛名を記載すること。切手は不要(高校側が負担する)。

- イ 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長が指定した期間内に一括して提出するものとする。

	提出書類等	備 考
1	入学志願書 (第1号様式)	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。
2	入学志願者名簿 (第2号様式)	Web 出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。ただし、Web 出願システムで志願情報を登録した者については、Web 出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
3	写真票 (第3号様式)	
4	調査書 (第4号様式)	①各教科の学習の記録の3年の欄は12月までのものとする ⑤出欠の記録の3年は令和7年12月28日現在で記入する
5	住民票謄本等	前記アの3で提出のあった者に限る。
6	確約及び証明書 (第5号様式)	前記アの4で提出のあった者に限る。
7	入学考査料等減免申請書(第10号様式)	前記アの5で提出のあった者に限る。
8	健康診断書 (第12号様式)	前記アの6で提出のあった者に限る。

- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて本校校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書(第1号様式)
(イ) 本校校長が必要と認める書類

- エ 志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

- (ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願(第15号様式)を令和8年1月20日(火)までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
(イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書(誓約書)及び身元引受人の住民票(出願の日前3か月以内に発行されたもの)を提出しなければならない。
(ウ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)、調査書(第4号様式)及び本校校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて本校校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、一般選抜志願者数が募集定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び本校校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という)を行うことができる。
(イ) 本校における学科の変更も志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、第二志望の変更については、志願状況に関わらず、取り消しや追加も含めて志願変更ができる。
(ウ) 志願変更の可能な人員は、一般選抜志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。
(エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

- (ア) 県教育庁県立学校教育課による発表
各高等学校、課程、学科、コースごとの初回志願状況発表 令和8年2月3日(火)
最終志願状況発表 令和8年2月17日(火)

(1) 志願変更申し出期間

令和8年2月6日(金)及び2月9日(月)

※受付時間は2月6日(金)は午前9時から午後4時、2月9日(月)は午前9時から午後2時までとする。

(ウ) 入学志願書類取り下げ及び再出願期間

令和8年2月16日(月)及び2月17日(火)

※受付時間は2月16日(月)は午前9時から午後4時、2月17日(火)は午前9時から午後2時までとする。

ウ 志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、前記ウの願い出が適当であると認められる場合は、所定の期間内に本校校長にこれを提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学検査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 一般選抜」の「(5)出願手続」に準じて入学志願書類(同一課程への志願変更をする場合、入学検査料は不要)を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望のみの変更については、本校校長に志願変更願(第6号様式)で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法

ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会をおく

イ 選抜委員会は、出身中学校等の校長から提出された調査書(第4号様式)、学力検査の成績及び面接等の結果を基にして選抜を行う。

ウ 選抜は、調査書(第4号様式)及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書(第4号様式)と学力検査等の成績との比重は、4.5対5.5とする。

(7) 学力検査

ア 期日及び時間割表

時 限 月 日	第 1 時 限 (10:00～10:50) (50 分)	第 2 時 限 (11:15～12:05) (50 分)	昼 食 (55 分)	第 3 時 限 (13:15～14:05) (50 分)
第 1 日 目 3 月 4 日(水)	国 語	理 科		英 語
第 2 日 目 3 月 5 日(木)	社 会	数 学		面 接 集合(13:10) 面接(13:30 開始)

イ 所持品の取扱

(ア) 受検者は、検査期間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・三角スケールは不可。)
- ・コンパス(分度器機能付きコンパスは不可。)を携行すること。

(イ) 受検者は検査期間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
- ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可)
- ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)

ウ 学力検査時間は、各教科とも 50 分とし、配点は各 60 点とする。

エ 学力検査場所は本校及び委託・出張検査場において実施する。

(8) 面接等

面接等は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

※ただし、同一校出願者で、特色選抜で面接済みの受検生は、一般選抜における面接を免除する。

(9) 合格発表

ア 令和 8 年 3 月 17 日(火)午前 9 時に本校において発表(掲示予定)する。同時に本校ホームページにも掲載する。

イ 本校校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

ウ 本校校長は、合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において(第 2 次募集の合格発表の日の翌日から 1 か月を経過する日まで)口頭により開示請求できる。

エ 合格した者は合格者オリエンテーションへ参加する。令和 8 年 3 月 23 日(月)午後を予定

4. 第 2 次募集

合格者が募集定員に満たない学科において、第 2 次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。

(2) 出願期間及び提出について

ア 出願期間

令和 8 年 3 月 18 日(水)及び 3 月 19 日(金)※時間はいずれも午前 9 時～午後 4 時まで
※受付時間は 3 月 18 日(水)は午前 9 時から午後 4 時、3 月 19 日(金)は午前 9 時から午後 2 時までとする。

※提出は郵送の場合も、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ 出願先

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 718 番地の 1
沖縄県立宮古高等学校 校長 松原 芳和 宛

ウ 受付場所

宮古高等学校 管理棟 1 階 会議室

(3) 出願手続

一般選抜の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 志願者は、当該年度に第 2 次募集を実施する高等学校の 1 校・1 課程・1 学科(普通科以外は小学科とする。)・1 コースに出願することができる。この場合、同一校における他の課程他の学科に第二志望(コースの場合第 2 希望)を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

(イ) 志願者は、第2次募集を実施する高等学校に加えて、第2次募集を実施する県立特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースへ併願することができる。(ただし、出願は志願前相談を受けた者に限る。)

(ウ) 志願者は次の書類に入学審査料を添えて出身中学等の校長に提出しなければならない。この場合、入学審査料は減額する。

	提出書類等	備 考
1	第2次募集入学志願書(第8号様式)	
2	確約及び証明書(第5号様式)	次のa及びbの者のみ提出。 a. 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者。 【別表第22】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ) うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ) 南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村 多良間村、竹富町、与那国町 b. 沖縄本島、宮古島、石垣島または久米島の各地域から 当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
3	入学審査料等減免申請書(第10号様式)	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)に該当する者。
4	返信用封筒(長形3号)	郵送による出願者のみ提出(受検番号通知、領収書送付用)。 返信先住所・宛名を記載すること。切手は不要(高校側が負担する)

(エ) 出身中学校等の校長は志願者に係る次の書類に入学審査料を添えて志願先高等学校長に一括して提出しなければならない。

	提出書類等	備 考
1	第2次募集入学志願書(第8号様式)	
2	第2次募集志願者名簿(第9号様式)	
3	調査書(第4号様式)	一般選抜において提出したものと内容は同じもの
4	確約及び証明書(第5号様式)	前記4.の(3)の(ウ)の2において提出のあった者に限る。
5	入学審査料等減免申請書(第10号様式)	前記4.の(3)の(ウ)の3において提出のあった者に限る。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 2次志願変更の日程

(ア) 県教育庁県立学校教育課による発表

各高等学校、学科、コースごとの2次募集初回志願状況発表
令和8年3月19日(木)

2次募集最終志願状況発表 令和8年3月23日(月)

(イ) 入学願書取り下げ及び再出願期間

令和8年3月23日(月) ※時間は午前9時～午後2時

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第11号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、所定の期間内に志願先高等学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類(同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第2次募集入学志願書。4の(4)のエ及びオにおいて同じ。)の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料と入学考査両等減免申請書は返却しない。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「4 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類(同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要)を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望(コースの場合は、第2希望)のみの変更については、志願先高等学校長に第2次募集志願変更願(第12号様式)で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書(第14号様式)、調査書(第4号様式)、面接等の結果を資料として行う。

(6) 学力検査成績証明書の取扱い

学力検査成績証明書(第14号様式)については、一般入学の学力検査(各教科配点60点)のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点(各教科配点50点)を記載するものとする。

(7) 面接等

面接日時:令和8年3月25日(水) 午前9時30分集合
集合場所および会場:宮古高等学校 管理棟1階 会議室

(8) 合格発表

ア 令和8年3月27日(金)の午前9時に本校ホームページにおいて発表する。

イ 本校校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

ウ 本校校長は、合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、本校において(第2次募集の合格発表の日の翌日から1か月を経過する日まで)口頭により開示請求できる。

エ 合格した者は合格者オリエンテーションへ参加する。令和8年3月31日(火)午前を予定

5. 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査等(以下、「本検査」という。)の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

ア 申し出期間 令和8年3月4日(水)及び3月5日(木)の2日間

イ 受付時間 令和8年3月4日(水)午前9時から午後4時
3月5日(木)午前9時から正午

ウ 追検査の対象に該当し、追受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受験希望届(追検第1号様式)」に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

エ 追検査の期日及び時間割

月 日 時 間	3 月 9 日(月)
第 1 時限 (9:00～9:50)	国 語
第 2 時限 (10:05～10:55)	理 科
第 3 時限 (11:10～12:00)	英 語
12:00～12:45	昼 食
第 4 時限 (13:00～13:50)	社 会
第 5 時限 (14:05～14:55)	数 学
15:05～	面 接

オ 所持品の取扱い 「3. 一般選抜」の「(7)のイ 所持品の取扱い」に同じ

カ 合格発表 「3. 一般選抜」の「(9) 合格発表」に同じ

6. 調査書

- (1) 調査書(第 4 号様式)の作成方法は、教育長が別に定める
- (2) 本校校長は、出身中学校等の校長の提出した調査書(第 4 号様式)に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

7. 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式 2)を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。手続きの詳細については別に定める。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

8. 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第 13 号様式)を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。自己申告書(第 13 号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

9. 障害等のある生徒の入学選抜に係る取扱い

- (1) 障害等のある生徒の県立高等学校受験の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。手続きの詳細については別に定める。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

10. 合格後の書類提出

- (1) 中学校等の校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票及びキャリアパスポート(小6-6「18歳の私へ ～小学校1年から小学校6年までの6年間～」および中3-5「18歳の私へ ～中学3年間の振り返りとこれからへ～」)を募集年度の3月末日までに高等学校長に提出する。
- (2) 沖縄県立学校入学選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例(第7条、第8条、第10条)及び沖縄県情報公開条例(第7条)に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

11. 受験生心得

受験生は、下記の事項を厳守すること。

- (1) 中学校指定の制服を着用すること。

(過卒生については華美にならない、受験にふさわしい服装で臨むこと)

- (2) 上履きを準備する必要はない。

- (3) 下記要領の「名札」を左胸につけること。(各中学で作成する)

	8 cm	
	○ ○ 中 学 校	
5 cm	受 検 番 号	
	氏 名	

- (4) マスクをしている場合、出席確認時に本人確認のためにマスクを外してもらうことがある。

- (5) 特色選抜における学校独自検査や一般選抜における面接の際は、控え場に待機し、誘導係の指示で検査場に移動すること。

- (6) 特色選抜受験生は以下の点に留意すること

【学校独自検査】

個人面接

(ア)テーマ：「中学校での部活動・資格検定の実績や3カ年で頑張った事を高校生活でどう活かすか」

(イ)面接時間：10分程度

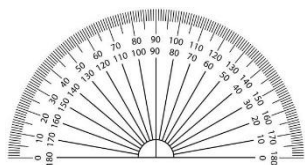
(7) 一般選抜検査場には、次の筆記用具等を携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆(シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・三角スケールは不可。)
- ・コンパス(分度器機能付きコンパスは不可。)

(8) 一般選抜検査場には、次の物を机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可)
- ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの、キッチンタイマー、大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可)
- ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)

※以下の用具は持ち込みできない



分度器(×)



分度器機能付き定規(×)

←途中で
折れ曲がるもの



三角スケール(×)

(9) 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。

(10) 監督者の「始め」、「止め」の合図を守ること。早くできても、監督者の指示があるまでは離席しないこと。

(11) 問題の解答は注意事項や問いをしっかりと読んでから始めること。

(12) 書き損じた場合は、消しゴムでしっかり消してから、それぞれの欄にはっきり書くこと

(13) 検査開始後は、質問を認めない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、無言で挙手すること。(この場合、監督者は、内容については説明しない。)

(14) 検査中にトイレに行きたくなった時、または健康状態に異常が生じた場合は、無言で挙手すること。

(15) 芸術・理科の授業についての「選択科目希望調査用紙」を、次の時間に配布・回収する。

配布: 第1日目の学力検査終了時(各検査場教室)

提出: 第2日目の学力検査終了時(各検査場教室)

芸術選択科目(普通科): 「美術Ⅰ」「音楽Ⅰ」「書道Ⅰ」の中から1つ
(文理探究科): 「美術Ⅰ」「音楽Ⅰ」

理科選択科目(普通科): 「物理基礎」「化学基礎」の中から1つ
(文理探究科): 「理数物理」「理数生物」の中から1つ

(問い合わせ先)

沖縄県立宮古高等学校 入試係; 兼次 陽大
TEL 0980-72-2118 FAX 0980-72-8209